



2026年2月18日

各 位

上場会社名 株 式 会 社 丸 運
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 正幸
コード番号 9067 東証スタンダード市場
問 合 せ 先 広報・IR部長 中山 浩一
(TEL : 03-6810-9476)

(変更)「センコーグループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ（公開買付け期間の延長）

当社が、2026年1月23日付で公表いたしました「センコーグループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）につきまして、その内容の一部を変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本プレスリリースの添付資料「株式会社丸運（証券コード：9067）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、本日、センコーグループホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）より「(変更)株式会社丸運（証券コード：9067）に対する公開買付けの買付条件等の変更（公開買付け期間延長）に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

公開買付者は、2026年1月23日に公表した「株式会社丸運（証券コード：9067）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2026年1月23日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしたとおり、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社（証券コード：9067）の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年1月26日より開始しております。

本日、公開買付者は、公開買付代理人である大和証券株式会社からの報告により、本公開買付けに応募された株券等の数の合計（本日午後3時30分時点）が9,553,829株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認したとのことです。そこで、公開買付者は、その旨を公表するとともに、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「本公開買付期間」といいます。）として上記公表日（本日）の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日とすることにしたとのことです。

そこで、本プレスリリースの内容の一部に変更すべき事項が生じたので、以下のとおり変更いたします。

2. 変更箇所

変更箇所につきましては下線を付しております。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、3,200,400株(所有割合:50.10%)(注8、注9)を買付予定数の下限として設定しており、(i)本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、(ii)本公開買付けに係る公開買付期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合(確認の方法等については下記(注12)をご参照ください。)には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する(ただし、本公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない)ことを予定しているとのことです。これにより、本件取引に反対する株主は、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した旨(すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨)の公表をしてから10営業日は本公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずは本公開買付けに応募しないという形で本件取引の是非に関する意思表示(反対)をし、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した旨(すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨)の公表があった場合は当該公表日から10営業日の間に本公開買付けに応募するか否かの意思表示をすることができることから、本件取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができるとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、3,200,400株(所有割合:50.10%)(注8、注9)を買付予定数の下限として設定しており、(i)本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、(ii)本公開買付けに係る公開買付期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合(確認の方法等については下記(注12)をご参照ください。)には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する(ただし、本公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない)ことを予定しているとのことです。これにより、本件取引に反対する株主は、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した旨(すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨)の公表をしてから10営業日は本公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずは本公開買付けに応募しないという形で本件取引の是非に関する意思表示(反対)をし、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した旨(すなわち、

本公開買付けが成立する見込みである旨)の公表があった場合は当該公表日から 10 営業日の間に本公開買付けに応募するか否かの意思表示をすることができることから、本件取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができるということです。その後、公開買付者は、2026 年 2 月 18 日、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計(同日午後 3 時 30 分時点)が 9,553,829 株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である 3,200,400 株に達したことを確認したとのことです。そこで、公開買付者は、その旨を公表するとともに、本公開買付期間として上記公表日(2026 年 2 月 18 日)の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を 2026 年 3 月 5 日まで延長し、27 営業日とすることにしたとのことです。

(後略)

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付期間について、20 営業日としていますが、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約 3 ヶ月に亘るため、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。なお、公開買付者は、公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 3,200,400 株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する(ただし、公開買付期間の開始日から 10 営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行わない)ことを予定しており、これにより、当社の株主において、本件取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、本公開買付けの強圧性を抑制することを意図しているとのことです。

(訂正後)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付期間について、20 営業日 (なお、本公開買付期間は、2026 年 2 月 18 日付で 27 営業日に延長されております。)としていますが、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約 3 ヶ月に亘るため、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。なお、公開買付者は、公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 3,200,400 株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する(ただし、公開買付期間の開始日から 10 営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行わない)ことを予定しており、これにより、当社の株主において、本件取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、本

公開買付けの強圧性を抑制することを意図しているとのことです。この点、公開買付者は、2026年2月18日付で、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計（同日午後3時30分時点）が9,553,829株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認したとのことです。そこで、公開買付者が、その旨を公表するとともに、本公開買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日としたことにより、本公開買付期間として上記公表日（2026年2月18日）の翌営業日から起算して10営業日の期間が確保されることとなりました。

⑧ 強圧性を抑制することを意図した条件設定

（訂正前）

公開買付者は、「（2）意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」記載のとおり、本公開買付けにおいて、3,200,400株（公開買付者及びJ X金属の所有する株式と合わせた所有割合：50.1%）を買付予定数の下限として設定しており、(i)応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、(ii)本公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する（ただし、本公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、当社の株主において、本件取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができるとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付結果の如何にかかわらず、本スクイーズ・アウト手続を実施することを予定しているとのことです。また、本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、当社を非公開化する方針を変更しないとのことです。公開買付者は以上の仕組み及び方針によって強圧性を抑制することを意図しており、また、より多くの当社の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えているとのことです。

（訂正後）

公開買付者は、「（2）意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」記載のとおり、本公開買付けにおいて、3,200,400株（公開買付者及びJ X金属の所有する株式と合わせた所有割合：50.1%）を買付予定数の下限として設定しており、(i)応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、(ii)本公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する（ただし、本公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、当社の株主において、本件取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができるとのことです。この点、公開買付者は、2026年2月18日付で、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計（同日午後3時30分時点）が9,553,829株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認したとのことです。そこで、公開買付者が、その旨を公表するとともに、本公開買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日としたことにより、本公開買付期間として上記公表日（2026年2月18日）の翌営業日から起算して10営業日の期間が確保されることとなりました。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場

合には、買付結果の如何にかかわらず、本スクイーズ・アウト手続を実施することを予定しているとのことです。また、本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、当社を非公開化の方針を変更しないとのことです。公開買付者は以上の仕組み及び方針によって強圧性を抑制することを意図しており、また、より多くの当社の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えているとのことです。

以 上

(参考)

2026 年 2 月 18 日付「(変更)株式会社丸運（証券コード：9067）に対する公開買付けの買付条件等の変更（公開買付期間延長）に関するお知らせ」（別紙）



2026 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 センコーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 福田 泰久
代表者名 (コード番号 9069 東証プライム市場)
問合せ先 管理本部 法務部長 梅津 知弘
(TEL. (03)6862-8840)

**(変更)株式会社丸運（証券コード：9067）に対する公開買付けの
買付条件等の変更（公開買付期間延長）に関するお知らせ**

センコーグループホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 1 月 23 日に公表した「株式会社丸運（証券コード：9067）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2026 年 1 月 23 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしたとおり、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している株式会社丸運（以下「対象者」といいます。）（証券コード：9067）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2026 年 1 月 26 日より開始しております。

公開買付者は、本日、公開買付代理人である大和証券株式会社からの報告により、本公開買付けに応募された株券等の数の合計（本日午後 3 時 30 分時点）が 9,553,829 株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である 3,200,400 株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「本公開買付期間」といいます。）として上記公表日（本日）の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を 2026 年 3 月 5 日まで延長し、27 営業日とすることといたしました。これに伴い、2026 年 1 月 23 日付プレスリリースの内容を一部変更いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては、下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

（訂正前）

（前略）

対象者の意思決定の詳細については、対象者が本日付で公表した「センコーグループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2026 年 1 月 23 日付対象者プレスリリース」といいます。）及び下記「（4）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

（訂正後）

(前略)

対象者の意思決定の詳細については、対象者が本日付で公表した「センコーグループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2026年1月23日付対象者プレスリリース」といいます。)及び下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年2月18日、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計(同日午後3時30分時点)が9,553,829株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公開買付期間として上記公表日(2026年2月18日)の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日とすることといたしました。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

(前略)

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

対象者は、公開買付者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っていないとのことです。

また、公開買付者は本公開買付期間について、20営業日としていますが、本公開買付け価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約3ヶ月に亘るため、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。なお、公開買付者は、公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する(ただし、公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行わない)ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、本公開買付けの強圧性を抑制することを意図しております。

⑧ 強圧性を抑制することを意図した条件設定

公開買付者は、「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり、本公開買付けにおいて、3,200,400株(所有割合:50.10%)を買付予定数の下限として設定しており、(i)本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、(ii)本公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する(ただし、本公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない)ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができます。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付結果の如何にかかわらず、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。また、本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を非公開化する方針を変更いたしません。公開買付者は以上の仕組み及び方針によって強圧性を抑制することを意図しており、また、より多くの対象者の株

主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

(訂正後)

(前略)

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

対象者は、公開買付者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っていないとのことです。

また、公開買付者は本公開買付期間について、20 営業日（なお、本公開買付期間は、2026 年 2 月 18 日付で 27 営業日に延長されております。）としていますが、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約 3 ヶ月に亘るため、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。なお、公開買付者は、公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 3,200,400 株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する（ただし、公開買付期間の開始日から 10 営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、本公開買付けの強圧性を抑制することを意図しております。この点、公開買付者は、2026 年 2 月 18 日付で、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計（同日午後 3 時 30 分時点）が 9,553,829 株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である 3,200,400 株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公開買付期間を 2026 年 3 月 5 日まで延長し、27 営業日としたことにより、本公開買付期間として上記公表日（2026 年 2 月 18 日）の翌営業日から起算して 10 営業日の期間が確保されることとなりました。

⑧ 強圧性を抑制することを意図した条件設定

公開買付者は、「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり、本公開買付けにおいて、3,200,400 株(所有割合：50.10%)を買付予定数の下限として設定しており、(i) 本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、(ii) 本公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 3,200,400 株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する（ただし、本公開買付期間の開始日から 10 営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 3,200,400 株に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができます。この点、公開買付者は、2026 年 2 月 18 日付で、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計（同日午後 3 時 30 分時点）が 9,553,829 株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である 3,200,400 株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公開買付期間を 2026 年 3 月 5 日まで延長し、27 営業日としたことにより、本公開買付期間として上記公表日（2026 年 2 月 18 日）の翌営業日から起算して 10 営業日の期間が確保されることとなりました。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付結果の如何にかかわらず、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。また、本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を非公開化する方針を変更いたしません。公開買付者は以上の仕組み及び方針によって強圧性を抑制することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

②届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2026年1月26日(月曜日)から2026年2月24日(火曜日)まで(20営業日)

(訂正後)

2026年1月26日(月曜日)から2026年3月5日(木曜日)まで(27営業日)

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2026年3月3日(火曜日)

(訂正後)

2026年3月12日(木曜日)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、本公開買付けの日程及び条件についての見通し、並びに対象者株式を取得した場合における、公開買付者及びJ X金属株式会社（以下「公開買付者ら」といいます。）の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者らに対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。